

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

平成30年度決算を令和元年9月遠賀町議会定例会に報告し、認定されました健全化判断比率等の概要をお知らせします。

これは、平成19年6月制定の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくものです。

なお、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率のうち、いずれかの比率が「早期健全化基準」以上となった場合には「財政健全化計画」を策定し、「財政再生基準」以上となった場合には「財政再生計画」を定めなければいけません。

また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければいけません。

現在、遠賀町の財政は、健全化判断比率、資金不足比率ともに基準を下回っており、健全な状態であるといえます。

◆健全化判断比率

指標の概要	一般会計等の実質赤字の比率	全ての会計の実質赤字の比率	公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的負債を捉えた比率
平成30年度	-	-	7.0%	6.0%
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	-

※ 収支が黒字の場合は-表示

◆資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）

	公共下水道事業	農業集落排水事業	早期健全化基準
平成30年度	-	-	20%

※ 資金不足が生じない場合は-表示